

書き方見本2 (日本人同士の創設的婚姻届)

# 婚姻届

平成 25 年 3 月 20 日 届出

在ドイツ日本国 大使 総領事 殿

受理 平成 年 月 日		公館印				
第 号						
送付 平成 年 月 日		公館印				
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	氏名	自治 太郎	氏名	外務 花子
生年月日	昭和62年8月10日		昭和63年10月5日	
(2) 住所	ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市		左に同じ	
	ラートハウスマルクト5番地		番地	
(3) 本籍	東京都千代田区霞が関		東京都千代田区霞が関	
	一丁目1番地		二丁目2番地	
父母の氏名	父	自治 治	父	外務 省太
	母	省子	母	和子
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
(5) 同居を始めたとき	平成24年10月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚	<input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 離別
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で務め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
その他	平成 年 月 日 の方式により婚姻成立、作成の婚姻証書添付。			
届出人署名押印	夫	自治 太郎	妻	外務 花子

証人	署名押印	田中 一郎	シュミット マリー Marie Schmidt
生年月日		昭和50年1月30日	1980年2月2日
住所		ドイツ連邦共和国ブレーメン州	ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒ・ホル
本籍		東京都杉並区清水町	国籍 ドイツ連邦共和国

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- ☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
- ☐ 夫 ☐ 妻 に当てはまると思うものに☑ 夫 ☑ 妻 のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書3通(新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通(新しい戸籍がつくられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通)出してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。